

○総務省令第十七号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二百二条第一項の規定に基づき、災害対策基本法第二百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十六日

総務大臣 片山 善博

災害対策基本法第二百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令の一部を改正する省令

災害対策基本法第二百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令（昭和三十七年自治省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

- 2 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての第一条の規定の適用については、同条第一号中「普通税」とあるのは「普通税、同条第五項の規定により指定都市等（同法第七百一条の三十一第一項第一号の指定都市等をいう。）が課する事業所税並びに同法第五条第六項第一号の規定により市町村が課する都市計画税」とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。